（その1）

千葉県 選挙管理委員会 28.5.27 千選管第 号

※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書 （平成 27 年分）

（ふりがな）（みんしんとうちばけんだいろっくそうしぶ）

1 政治団体の名称 民進党千葉県第6区総支部

2 主たる事務所の所在地 千葉県松戸市岩瀬153-1 アセッツ松戸１階

3 代表者の氏名 生方　幸夫

4 会計責任者の氏名 福島　靖男

問合せ先

（担当者） 山田達郎

（電話） 047-330-2500

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☑ 政党の支部	☐ 政党
☐ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
☐ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分
（政治資金規正法第１９条の７第１項）
☑ 第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 第２号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者の氏名 生方幸夫
・公職の種類 衆議院議員
（該当する方に○→） （ 現職 ・ 候補者 ）
・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☑ １年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

資金管理団体の指定の有無
☑ 無
☐ 有
（以下　指定「有」の場合のみ記載）
・公職の種類
（該当する方に○→） （ 現職 ・ 候補者 ）
・資金管理団体の届出をした者の氏名
・資金管理団体の指定の期間
☐ １年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

注意
（1） この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
（2） 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
（3） 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

（下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと）

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
1 4 8 2 9 0	2 7	2 8 0 5 2 7	¥112,467

✓△

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

１．収支の総括表

				千億	百万	千	円
(1) 収入総額（①＋②）	0	1	0		12,	607,	198
①（前年からの繰越額）	0	2	0		5,	238,	482
②（本年の収入額＝A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）	0	3	0		7,	368,	716
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）	0	4	0		12,	494,	731
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）	0	5	0			112,	467

※収支がない場合であっても、０１０～０５０の欄にはすべて記入すること。

２．収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

				千億	百万	千	円
金額 A	0	6	0		1,	264,	000
員数	0	7	0				550人

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	行番			金額 千億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0			87,	050	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0				0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0			120,	000	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0				0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ｱ）＋（ｲ）＋（ｳ）	1	2	0			207,	050	080～110の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0				0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0				0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B（ア＋イ）	1	5	0			207,	050	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その４）

（4）借　入　金

			借入先	金額 十億	百万	千	円	備考
			生方幸夫		4,	050,	000	
8	0	0	この頁の小計		4,	050,	000	
9	0	0	合計 E		4,	050,	000	

注意 (1) 年内に借入れたものを記載すること。なお、年内に借入し、返済した場合であっても記入すること。
なお、返済金は、支出において表（その13-1）の行番号140「(6) その他の経費」に計上されるものであること。
また、借入先ごとの残高（従前からのものを含む）が100万円を超える借入金については、表（その17）の行番号120に「有」と記入されるものであること。
(2) 借入先は、金融機関にあっては支店名（○○銀行○○支店）まで記載し、個人からのものはその氏名を記載すること。

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			民主党本部		1,	500,	000	H27. 2. 23	東京都千代田区永田町1-11-1	
8	0	0	この頁の小計		1,	500,	000			
9	0	0	合計 F		1,	500,	000			

（その６）

（６）その他の収入

	摘要	金額	収入年月日	備考
		十億 百万 千 円		
	事務所家賃按分による収入	280,800	H27.12.29	
800	この頁の小計	280,800		
810	１件10万円未満のもの	66,866		→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。
900	合計 G	347,666		

注意．預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件10万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）				寄附者の区分	個人		
	寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
		十億 百万 千 円					
8 0 0	この頁の小計	0					
8 1 0	その他の寄附	87,050	→ ※ 下記注意(1)参照。				
9 0 0	合計	87,050	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。
(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その７－２）　**法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）**

政党(支部)用

（7）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）							**寄　附　者　の　区　分**			**法人その他の団体**	
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
8	0	0	この頁の小計				0				
8	1	0	その他の寄附			120,	000	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合　計			120,	000	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意 (1) **本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2) 年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その13-1）

3．支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表

項目					金額（十億 百万 千 円）	備考
1 経常経費						
	(1) 人件費	0	1	0	5,400,786	
	(2) 光熱水費	0	2	0	370,748	
	(3) 備品・消耗品費	0	3	0	1,088,555	
	(4) 事務所費	0	4	0	3,449,086	
	小計（(1)～(4)）	8	0	0	10,309,175	
2 政治活動費						
	(1) 組織活動費	0	5	0	1,051,036	
	(2) 選挙関係費	0	6	0	0	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	0	7	0	1,125,718	
	（内訳）ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0	910,806	
	（内訳）イ 宣伝事業費	0	9	0	214,912	
	（内訳）ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0	0	
	（内訳）エ その他の事業費	1	1	0	0	
	(4) 調査研究費	1	2	0	8,802	
	(5) 寄附・交付金	1	3	0	0	
	(6) その他の経費	1	4	0	0	
	小計（(1)～(6)）	8	0	1	2,185,556	うち本部・支部間の交付金合計 円
合計		9	0	0	12,494,731	

※(080)行から(110)行の合計を、(070)行に記載すること

←〈800〉行と〈801〉行の合計を記載すること

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その14）、（その15-1）及び（その15-2）の注意書きを参照。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書（その14）	政治活動費内訳書（その15-1）	政治活動費内訳書（その15-2）
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出（コピー機により複写した領収書の写し）が必要	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件5万円以上の支出（コピー機により複写した領収書の写し）が必要	不要 ※資金管理団体は必要		

（その14-1）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	光熱水費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電気料			18,215	H27. 1. 27	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			19,745	H27. 1. 27	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			16,941	H27. 2. 26	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			20,460	H27. 2. 26	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			14,429	H27. 3. 26	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			16,111	H27. 3. 26	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			15,374	H27. 4. 28	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			16,117	H27. 4. 28	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			13,040	H27. 5. 28	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			15,000	H27. 5. 28	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			13,264	H27. 6, 26	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			14,550	H27. 6, 26	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			11,806	H27. 7. 28	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
この頁の小計			205,052				
その他の支出							
合計							

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-1）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	光熱水費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電気料			13,637	H27.7.28	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			11,940	H27.8.27	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			19,845	H27.8.27	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			10,502	H27.9.29	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			14,234	H27.9.29	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			11,001	H27.10.28	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			12,774	H27.10.28	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			12,673	H27.11.27	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
電気料			13,166	H27.12.28	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	
この頁の小計			119,772				
その他の支出			45,924				
合計			370,748				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	備品・消耗品費（備品費）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
自動車税			39	600	H27. 5. 29	千葉県自動車税事務所	千葉県千葉市中央区問屋町1-11	
自動車税保険料			67	660	H27. 6. 26	損害保険ジャパン日本興亜(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	
この頁の小計			107	260				
その他の支出			13	793				
合計			121	053				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費（消耗品費燃料代）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千 円	年月日	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考	
ガソリン代			66,569	H27.2.3	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24-5	
ガソリン代			77,494	H27.4.1	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24-5	
ガソリン代			42,655	H27.5.1	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24-5	
ガソリン代			59,337	H27.5.29	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24-5	
ガソリン代			40,513	H27.6.29	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24-5	
ガソリン代			51,967	H27.7.28	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24-5	
ガソリン代			36,274	H27.8.26	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24-5	
ガソリン代			124,038	H27.12.2	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24-5	
ガソリン代			56,057	H27.12.30	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24-5	
この頁の小計			554,904				
その他の支出			26,944				
合計			581,848				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば，必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	備品・消耗品費（消耗品費）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
プリント代			41,	200	H27. 1. 23	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
飲料水代			10,	368	H27. 1. 27	INTEX株式会社	千葉県松戸市西馬橋3-48-5	
文具代			15,	396	H27. 2. 10	株式会社清和ビジネス	福岡県福岡市博多区博多駅東3-13-28	
プリント代			36,	526	H27. 2. 23	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
用紙代			14,	904	H27. 3. 6	理想科学工業株式会社	東京都港区芝5-34-7	
紙折り機インク代			28,	641	H27. 3. 6	デュプロ株式会社	東京都豊島区東池袋3-23-14	
プリント代			11,	562	H27. 3. 23	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
文具代			10,	120	H27. 3. 25	株式会社清和ビジネス	福岡県福岡市博多区博多駅東3-13-28	
文具代			10,	120	H27. 4. 6	株式会社清和ビジネス	福岡県福岡市博多区博多駅東3-13-28	
文具代			27,	576	H27. 4. 27	株式会社清和ビジネス	福岡県福岡市博多区博多駅東3-13-28	
プリント代			12,	267	H27. 6. 23	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
名刺代			13,	500	H27. 7. 31	サンロウタス株式会社	東京都葛飾区奥戸3-9-4	
文具代			13,	018	H27. 8. 27	株式会社清和ビジネス	福岡県福岡市博多区博多駅東3-13-28	
この頁の小計			245,	198				
その他の支出								
合計								

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	備品・消耗品費（消耗品費）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
用紙代			19,	701	H27. 11. 25	株式会社トーエイ	千葉県松戸市大金平5-412-1	
紙折り機インク代			16,	524	H27. 12. 30	デュプロ株式会社	東京都豊島区東池袋3-23-14	
この頁の小計			36,	225				
その他の支出			104,	231				
合計			385,	654				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費（賃借料）	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務所家賃	216,000	H27. 1. 23	有限会社ブレインズ	東京都町田市真光寺1-34-8	
事務所家賃	216,000	H27. 2. 25	有限会社ブレインズ	東京都町田市真光寺1-34-8	
事務所家賃	216,000	H27. 3. 25	有限会社ブレインズ	東京都町田市真光寺1-34-8	
事務所家賃	216,000	H27. 4. 27	有限会社ブレインズ	東京都町田市真光寺1-34-8	
事務所家賃	216,000	H27. 5. 25	有限会社ブレインズ	東京都町田市真光寺1-34-8	
事務所家賃	216,000	H27. 6. 26	有限会社ブレインズ	東京都町田市真光寺1-34-8	
事務所家賃	216,000	H27. 7. 24	有限会社ブレインズ	東京都町田市真光寺1-34-8	
事務所家賃	216,000	H27. 8. 25	(株)ミヨシ・アセットコンサルティング	東京都中央区銀座5-11-13	
事務所家賃	216,000	H27. 9. 25	(株)ミヨシ・アセットコンサルティング	東京都中央区銀座5-11-13	
事務所家賃	216,000	H27. 10. 23	(株)ミヨシ・アセットコンサルティング	東京都中央区銀座5-11-13	
事務所家賃	432,000	H27. 11. 25	(株)ミヨシ・アセットコンサルティング	東京都中央区銀座5-11-13	
事務所家賃	216,000	H27. 12. 25	(株)ミヨシ・アセットコンサルティング	東京都中央区銀座5-11-13	
駐車場代	12,227	H27. 1. 24	スターツピタットハウス株式会社	千葉県松戸市本町19-16	
この頁の小計	2,820,227				
その他の支出	247,914				
合計	3,068,141				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費（通信費）	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電話料	26,864	H27.1.13	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料	15,410	H27.2.10	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
NHK受信料	14,310	H27.2.26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
電話料	19,419	H27.3.10	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料	14,618	H27.4.10	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料	11,805	H27.5.11	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料	13,161	H27.6.10	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
後納郵便料	14,004	H27.6.22	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
後納郵便料	12,216	H27.9.24	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
この頁の小計	141,807				
その他の支出	170,746				
合計	312,553				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費（事務管理費）	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円		年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
監査報酬		50,000	H27.12.15	吉田要介	千葉県松戸市本町18-4 NBF松戸ビル５階	
この頁の小計		50,000				
その他の支出		18,392				
合計		68,392				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①　組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　行事・会議費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
後納郵便料			46,	125	H27. 2. 20	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
松戸市民劇場使用料			11,	440	H27. 2. 20	松戸市文化振興財団	千葉県松戸市千駄堀646-4	
松戸市民劇場使用料			10,	950	H27. 4. 2	松戸市文化振興財団	千葉県松戸市千駄堀646-4	
ハガキ代			21,	840	H27. 4. 17	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
ハガキ代			14,	560	H27. 5. 15	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
ハガキ代			13,	000	H27. 7. 6	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
ハガキ代			14,	144	H27. 9. 10	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
ハガキ代			13,	000	H27. 10. 7	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
ハガキ代			15,	600	H27. 11. 17	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
この頁の小計			160,	659				
その他の支出			25,	500				
合計			186,	159				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （組織対策費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
後納郵便料			36,	249	H27. 4. 20	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
党員・サポーター登録料			632,	000	H27. 6. 25	民主党千葉県総支部連合会	千葉市中央区新千葉2-5-14	
この頁の小計			668,	249				
その他の支出			49,	688				
合計			717,	937				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　旅費・交通費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			35,	200				
合計			35,	200				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①. 組織活動費 2．選挙関係費 3．機関紙誌の発行事業費 4．宣伝事業費 5．その他の事業費 6．調査研究費 7．寄附・交付金 8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ 交際費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			111,	740				
合計			111,	740				

→ ※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 ③ 機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （印刷代・発送費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
印刷代			183,	401	H27. 2. 24	株式会社ケイロクドー	千葉県松戸市五香西2-50-4	
郵便後納料（発送費）			379,	305	H27. 3. 20	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
機関紙代			12,	000	H27. 6. 9	プレス民主編集部	東京都千代田区永田町1-11-1	
機関紙代			12,	000	H27. 11. 5	プレス民主編集部	東京都千代田区永田町1-11-1	
発送費			25,	420	H27. 12. 28	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
発送費			13,	199	H27. 12. 31	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
発送費			71,	502	H27. 12. 31	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
発送費			57,	352	H27. 12. 31	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
発送費			62,	322	H27. 12. 31	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
発送費			93,	713	H27. 12. 31	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
この頁の小計			910,	214				
その他の支出				592				
合計			910,	806				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。

(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 ④ 宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （宣伝事業費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ポスティング代			32,	298	H27. 4. 27	株式会社ライナー広告社	千葉県松戸市松飛台477	
宣伝車の自動車税			17,	600	H27. 5. 29	千葉県自動車税事務所	千葉県千葉市中央区問屋町1-11	
宣伝車の保険料			85,	210	H27. 6. 26	損害保険ジャパン日本興亜（株）	東京都新宿区西新宿1-26-1	
宣伝車の車検代			79,	156	H27. 8. 26	有限会社センチュリーオート	千葉県松戸市紙敷510	
この頁の小計			214,	264				
その他の支出				648				
合計			214,	912				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　⑥ 調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　書籍代　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			8	802				
合計			8	802				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。

(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無						
資産等の項目別区分	14		16	有 ※注(3)参照 88	無	備考
ア　土地	0	1	0	☐	☑	
イ　建物	0	2	0	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	☐	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	☐	☑	
カ　金銭信託	0	6	0	☐	☑	
キ　有価証券	0	7	0	☐	☑	
ク　出資による権利	0	8	0	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	☑	☐	

注意 (1) すべての団体が提出するものであること。
(2) 団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3) 「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳				項目別区分	(該当する項目に○) 01 土地　04 動産　07 有価証券　10 敷金 02 建物　05 預金等　08 出資　11 会員権等 03 地上権等　06 金銭信託　09 貸付金　12 借入金					
			摘要	金額					年月日	備考
				十億	百万	千	円			
			生方幸夫		4,	050,	000			
8	0	0	この頁の小計			4,	050,	000		
9	0	0	合計			4,	050,	000		

注意 (1) 資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 領収書等の写し

☑ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成28年 6月26日

政治団体の名称　民進党千葉県第６区総支部

会計責任者の氏名　福島　靖男　㊞

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　㊞）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

平成２８年５月２６日

民進党千葉県第６区総支部

代表　生方　幸夫　殿

登録政治資金監査人　吉田安介

登　録　番　号　　第　３３１３　号

研修修了年月日　平成２１年１２月１８日

１　監査の概要

⑴　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、民進党千葉県第６区総支部の平成２７年１月１日から平成２７年１２月３１日までの法第１２条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

⑵　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

⑶　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

⑷　私は、本件監査を民進党千葉県第６区総支部（千葉県松戸市岩瀬１５３-

１アセッツ松戸１階）において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

⑴　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

⑵　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

⑶　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

⑷　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

民進党千葉県第６区総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以上